（防災大臣）

第八条　防災庁に、防災大臣を置く。

2　防災大臣は、国務大臣をもって充てる。

3　防災大臣は、内閣総理大臣を助け、防災庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

4　防災大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

5　防災大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。

6　防災大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

7　防災大臣は、第五項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（副大臣）

第九条　防災庁に、副大臣一人を置く。

2　防災庁に、前項の副大臣のほか、デジタル庁又は他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

3　副大臣は、防災大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。

4　各副大臣の行う前項の職務の範囲については、防災大臣の定めるところによる。

5　副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6　副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十条　防災庁に、大臣政務官一人を置く。

2　防災庁に、前項の大臣政務官のほか、デジタル庁又は他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。

3　大臣政務官は、防災大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4　各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、防災大臣の定めるところによる。

5　大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

6　前条第六項の規定は、大臣政務官について準用する。

（大臣補佐官）

第十一条　防災庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができる。

2　大臣補佐官は、防災大臣の命を受け、特定の政策に係る防災大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、防災大臣を補佐する。

3　大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

4　内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、防災大臣の意見を聴くものとする。

5　大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

6　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

7　常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（事務次官）

第十二条　防災庁に、事務次官一人を置く。

2　前項の事務次官は、防災大臣を助け、庁務を整理し、防災庁の各部局及び機関の事務を監督する。

第三節　防災庁に置かれる職

第十三条　防災庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置く。

2　防災庁には、前項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職を置くことができる。

3　前二項の職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

第四節　中央防災会議

第十四条　防災庁に、防災に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関として、災害対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところにより、中央防災会議を置く。

第五節　施設等機関

第十五条　防災庁には、第四条第二項に規定する所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）を置くことができる。

第六節　防災局

第十六条　防災庁に、地方機関として、防災局を置く。

2　防災局は、防災庁の所掌事務のうち、第四条第一項第二号から第四号まで及び第二項各号（第十六号を除く。）に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。

3　防災局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び組織は、政令で定める。

第七節　雑則

第十七条　前各節に定めるもののほか、防災庁の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（職員）

第十八条　防災庁に、防災事務官、防災技官その他所要の職員を置く。

2　防災事務官は、命を受け、事務をつかさどる。

3　防災技官は、命を受け、技術をつかさどる。

（国会への報告等）

第十九条　政府は、第十三条第三項又は第十五条の規定により政令で設置される組織（同項の規定により設置される第十三条第二項の職を除く。）その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

2　政府は、少なくとも毎年一回防災庁の組織の一覧表を官報で公示するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条の規定　公布の日

二　第十六条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（所掌事務の特例）

第二条　防災庁は、第三条第二号の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務のほか、政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる事項の認可に関すること。

イ　設立

ロ　会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任

ハ　取締役及び監査役の選任及び解任の決議

ニ　定款の変更の決議

ホ　合併、分割及び解散の決議

二　関係行政機関の事務の調整に関すること。